

制限区域

① 小・中・高等学校・幼稚園並びに認定こども園、保育所等児童福祉施設及び図書館等社会教育施設などの周辺100m以内(下記ア～ウに規定する施設)

- ア 旅館業法第3条第3項
- イ 旅館業法施行条例第8条
- ウ 知事が指定する施設

ア	学校等	幼稚園
		小学校
		中学校
		義務教育学校
		高等学校
		中等教育学校
		特別支援学校
		高等専門学校
		幼保連携型認定こども園
	児童福祉施設	助産施設
		乳児院
		母子生活支援施設
		保育所
		児童厚生施設
		児童養護施設
		障害児入所施設
		児童発達支援センター
		児童心理治療施設
		児童自立支援施設
児童家庭支援センター		
イ	社会教育施設	図書館
		博物館、博物館相当施設
		公民館
		スポーツ施設(国又は地方公共団体が設置するもの)
ウ		旅館業法施行条例に基づき知事が指定する施設 (令和5年3月31日告示第416号)